

報告第3号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定：介護福祉課）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月3日報告

小松島市長 中山俊雄

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	87,549円
相手方	中田町在住の男性
事故発生年月日	令和2年6月18日
事故発生場所	小松島市田浦町字近里2番地の2地先
事故の概要	

事故発生場所の丁字路において、県道33号線を東方向へ進行するために市道から右折した公用車と、県道33号線を西方向へ進行する相手方車両とが出合い頭に接触したものの。

令和2年9月4日 専決第13号

小松島市長 中山 俊雄